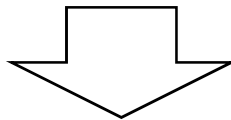


平成 25 年 6 月 27 日	資料
第 8 回実務担当者による特定健診・ 保健指導等に関するワーキンググループ	4

尿検査の取扱いについて

前回ワーキンググループにおいて、特定健診・保健指導の必須項目である「尿検査」を行えない場合の取扱いについて議論された。

- ・ 尿検査が実施できない受診者の場合に、その旨を表示するデータ項目（「NI」と示す）が定められている。
- ・ 特定健診においては、他の法令に基づき特定健診に相当する健康診断を受けた場合は、特定健診を行ったものとするができるが、他の法令に基づく健康診断においては、尿検査について記載がない場合もあるとの意見があった。



- ・ このため当分の間、「尿検査」が空欄のものについても一律「実施している」とした取扱いとする。
- ・ また、今後、尿検査を実施できない受診者の取扱いについて、調整を進めていく。

参照条文

【参考1】

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成十九年厚生労働省令 第百五十七号) 抄

(特定健康診査の項目)

第一条 保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。)第二十条の規定により、毎年度、当該年度の四月一日における加入者であって、当該年度において四十歳以上七十四歳以下の年齢に達するもの(妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者を除く。)に対し、特定健康診査等実施計画(法第十九条第一項に規定する特定健康診査等実施計画をいう。以下同じ。)に基づき、次の項目について、特定健康診査(法第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。)を行うものとする。

一～八 略

九 尿中の糖及び蛋白の有無の検査(以下「尿検査」という。)

十 略

2～4 略

【参考2】

特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(平成 25 年 4 月)

P12 抄

*2 標準的なデータファイル仕様(7-1 に詳述)において、健診受診者の事情により、特定健診の検査項目を実施できなかった(測定不可能)場合の取扱いは、XML ファイルでの記述としては、value 要素の nullFlavor 属性に、データが存在しないことを意味する「NI」値を指定することで、受診者の事情(生理中等)により検査を実施できなかったという取扱いとしている(医療保険者等は、当該健診結果データが送られてきた場合には、当該検査は実施されたものとして扱う)。なお、上記のような理由により検査を行わなかった場合の理由については、医師の診断(判定)項目欄にその理由を記載することが適当と考える。ちなみに、単に検査を実施していない場合は当然ながら実施していないという扱いとなる(XML ファイル上の記述ルールとしては、entry 自体を削除し出力。実施を予定していて実施しない場合の「未実施」扱いは異なることに注意。